

国際陸上競技連盟憲章

(2009年11月1日改正)

第1条 国際陸上競技連盟

1. 国際陸上競技連盟[The International Association of Athletics Federations (略称 IAAF)]は、世界における陸上競技を統轄する団体である。
2. IAAF は、モナコ公国の法律（1984年6月27日制定の法律1072号）に基づいて、法的な資格を持つ、期限の定めのない連盟として設立された。

第2条 用語の定義

エリア

6つの地域陸連のいずれか1つに加盟するすべての国と地域で構成される地理的なエリア。

地域陸連

憲章において、加盟団体は世界を6つの地域に分けたその1つに属し、その地域における陸上競技の振興育成に責任を有する、IAAF の地域陸連をいう。

陸上競技

トラックとフィールド競技、道路競走、競歩、クロスカンツリー競走および山岳競走をいう。

クラブ

IAAF 加盟団体の規則に基づき、直接またはある団体を介して当該加盟団体に登録している競技者のクラブあるいは団体をいう。

コミッション

この憲章の規定に基づき IAAF カウンシルから選任された IAAF のコミッションをいう。

委員会

この憲章の規定に基づき選出された IAAF の委員会をいう。

総会

IAAF の総会をいう。

憲章

IAAF の憲章をいう。

カウンスル

IAAF のカウンスルをいう。

カウンスルメンバー

この憲章の規定に基づき選出されたカウンスルのメンバーをいう。

国

世界で自ら統治している地理的地域を保有し、それが国際法および国際的統治団体に独立した国家として承認されているものをいう。

IAAF

国際陸上競技連盟をいう。

(The International Association of Athletics Federations)

IAAF ワールド・アスレティクス・シリーズ

4年を単位とする IAAF の公式競技会プログラムにおける主要な大会をいう。

IOC

国際オリンピック委員会をいう。

多数

絶対多数とは有効投票数の半数を超えている場合をいう。

単純多数とは、特定の投票において、立候補者、議題または動議に対する有効投票の中で、一番多いものをいう。

特別多数とは、総会または特別総会における有効投票数の3分の2以上の票で、IAAF に加盟する全加盟団体の総議決権の少なくとも2分の1以上に相当するものをいう。

加盟団体

IAAF に加盟している陸上競技の国内統轄団体をいう。

会員資格

IAAF の会員である資格をいう。

陸連

本憲章に基づき、競技者またはその他の者が、直接、またはクラブあるいはその他の加盟団体関連団体を通して所属している IAAF の加盟団体をいう。

規定

カウンスルで随時可決される IAAF の規定をいう。

規則

IAAF の競技会規則ハンドブックに規定されている競技会規則をいう。

総会手続き規則

カウンシルが随時改正する IAAF の総会手続きの規則をいう。

競技規則

IAAF 競技会規則ハンドブック第 5 章に定める規則をいう。

地 域（テリトリー）

地理的な地域または地方であり、国家ではないが、自己統治を確実にし、少なくともスポーツの統轄を自主的に行なっており、それが IAAF に承認されているものをいう。

有効投票

有効投票とは所定の要件すべてを満たす票をいう。

下記は有効投票としてカウントしない。

- (a) 棄権
- (b) 白票
- (c) 所定の候補者数より少なくまたは多く記載した票
- (d) その決定が最終的なものである開票検査員が無効と宣言した票、例えば、判定不能な票

第 3 条 目 的

IAAF の目的は、

1. 陸上競技を世界的に統轄する団体として活動すること。
2. スポーツとしての陸上競技を普及し、また教育的な対象としての陸上競技の価値および人生を肯定し、かつ人生を高める活動としての陸上競技の倫理的価値を高めること。
3. 年齢、性別または人種にかかわらず、世界中のすべてのレベルにおいて陸上競技に参加することを奨励すること。
4. 陸上競技において、性別、人種、宗教、政治またはその他の種類の不公平な差別がいかなる形態でも存在せず、存在を続けず、また拡大しないように、真剣に努力し、かつ性別、人種、宗教、政治的な見方またはその他のあらゆる不適切な要素に関係なく、すべての人が陸上競技に参加できるように、真剣に努力すること。
5. 陸上競技を統轄する規則および規定を制定および施行し、また IAAF、地域陸連または加盟団体から認可されているかどうかにかかわらず、すべての競技会で、そのような規則や規定を確実に適用すること。
6. 加盟団体を監督し、加盟団体に各種の義務を守らせること。

7. 陸上競技におけるすべての紛争を仲裁で解決するような仕組みをつくりだし、施行すること。
8. スポーツにおいてフェアプレーを推進し、特に、ドーピングに対する闘いで、陸上競技界と対外的にはより広いスポーツ界の両方において、指導的な役割を果たすこと。スポーツにおけるドーピングの害を撲滅するために検出、阻止および教育プログラムを発展、維持すること。
9. 陸上競技の世界的な普及発展を促進し、加盟団体や地域陸連に対し、この目的を達成するための技術面、医学面、宿泊輸送面、統計面、財政面あるいはその他の情報を提供支援すること。
10. IOC に加盟し、オリンピック運動の目的を達成するために指導的な役割を果たす。特に、オリンピック大会における陸上競技プログラムを組織し、監督し、また競技運営をすることに全面的な責任を負うこと。
11. 世界中のすべてのレベルで、スポーツ一般、特に陸上競技への関心を高めるために、その他の国際連盟、政府組織、非政府組織（NGO）との結びつきを促進し発展させること。
12. 総会が公認すべきと考える陸上競技の世界記録、オリンピック記録およびその他の陸上競技記録を公認すること。
13. 世界陸上競技選手権大会および総会が望ましいと考えるその他の陸上競技選手権大会、競技会または事業を組織し推進すること。
14. 本条に掲げられた目的の達成に向けて、IAAF のすべての権利を促進すること。

第4条 会 員 資 格

1. IAAF は、自己の憲章に従い、民主的に選ばれ、かつ IAAF 憲章、規則及び規定を遵守することに同意した陸上競技の国内統轄団体によって構成される。そのように選出されなかった国内統轄団体（その意志決定機関を含め）は、暫定的な場合であっても、IAAF によって承認されることはない。

会員資格の適格性

2. いかなる国、または地域における陸上競技に対する国内統轄団体は、加盟団体となる資格がある。各国または各地域の1団体のみが IAAF に加盟できる。そしてこの団体は、その国または地域におけるすべての陸上競技の唯一の国内統轄団体として、IAAF によって承認されたものでなければならない。加盟団体の統轄区域は、その代表する国または地域の政治的境

界に限定されるものとする。

紛争が生じ、加盟団体の活動が停止した場合は、期間限定で臨時委員会を立ち上げ、当該国または当該地域における陸上競技の管理および／または当該加盟団体の憲章の下で開催される総会の準備に当たらせることができる。ただしかかる臨時委員会を立ち上げる場合は、必ず事前に IAAF の承認を受けなければならない。

注：現在会員となっている地域は引き続き会員としてとどまる。2006年1月1日以降新しい地域は会員としての加入が認められなくなる。

会員資格の申請

3. 陸上競技に対する国内統轄団体が IAAF に会員資格を申請するには、書面で IAAF 事務総長に提出し、IAAF 事務総長は次回のカウンシル会議の議題に提起しなければならない。会員資格の申請書類には、以下の事項が含まれなければならない。

(a) 当該陸連の正式な住所と連絡先の詳細

(b) 当該陸連の現行の憲章と細則の写し

なおかかる憲章ならびに細則は、IAAF 憲章、規則、および規定に準じたものでなければならない。

(c) 当該陸連の主要な役員のリスト

(d) 当該陸連の現登録会員（クラブ、競技者、コーチ、役員）

(e) 当該陸連の支払い能力についての財務申告

(f) IAAF の憲章、規則および規定を遵守し、これに従う旨の正式な保証

(g) 過去および現在の陸上競技活動に関する報告

4. カウンシルは、国内統轄団体の仮の会員資格を認定する権限を有する。カウンシルにより承認された仮の会員資格は、次回の総会で正式に承認されなければならない。その承認は特別多数でなければならない。

5. ある国内統轄団体に会員資格を与える場合、総会は加盟団体リストへの登録名称を決定し、それによって当該加盟団体が競技できるようにする。

6. IAAF に加盟している各加盟団体は、年会費を納入しなければならない。この年会費は毎年1月1日までに前納しなければならない。

加盟団体の権利と義務

7. 第5条10項の規定に従い、すべての加盟団体は、総会で平等な投票権を有する。

8. 加盟団体は会員資格として、つぎの各号に掲げる義務を負う。
- (a) 第3条に定めた目的を尊重し、推進する。
 - (b) すべての適用される規則および規定に従う。
 - (c) カウンシルおよび総会の決定を受入れ、従う。
 - (d) 憲章、規則および規定により必要とされる条項を自己の憲章と規定に組入れる。
 - (e) 国際陸上競技大会に参加する（ワールドアスレチックシリーズ大会および/または規則第1条1項(f)の地域大会を含む）。
 - (f) 現行の憲章および規定の写し（英語またはフランス語）をIAAFに提出する。
 - (g) 第4条9項に定めた年次報告書を作成する。
9. すべての加盟団体は毎年の最初の3カ月以内に、つぎの各号に掲げた情報を含めた年次報告書をIAAFに提出しなければならない。
- (a) 加盟団体の所在地、電話番号、ファクス、e-mail等
 - (b) 主要な役員リスト
 - (c) 陸連の現登録団体（クラブ、競技者、コーチ、役員等）
 - (d) その年に行われた主要な選手権大会および競技会（一般、ジュニア、男子、女子等）
 - (e) 前年末現在における国内記録
 - (f) 加盟団体の国または地域で、その前年に実施された、IAAFが実施した以外の、競技会内および競技会外でのすべてのドーピング検査に関する報告書
- 加盟団体は、年次報告書のコピーをIAAFに提出すると同時に、それぞれの地域陸連にもコピーを提出しなければならない。IAAFに年次報告書を提出する締め切りに遅れ、提出するようにとの催告を受けてから、相当期間内に報告書の提出を怠った加盟団体には、しかるべき制裁が科せられる。
10. この憲章の規定または加盟団体の会員資格のいずれによっても、IAAFまたは加盟団体が互いに他の者の代理人の資格を得ることなく、かつ当事者間に提携関係や共同事業関係その他の類似の関係が発生することはない。この憲章は、どちらの当事者に対しても相手側のために行動する、あるいは相手を代理して行動する権限を付与していない。

加盟団体の分類

11. 第4条12項に定めた国と地域で構成される正式な加盟団体リストを作成しなければならない。
12. 第6条2項に基づいて、カOUNCILを選出する目的のため、また各地域陸連のカOUNCILあるいは委員会を選出する目的のため、加盟団体は以下の地域に分類される。

アフリカ (53カ国)

アルジェリア アンゴラ ベナン ボツワナ ブルキナファソ ブルンジ
カボベルデ カメルーン 中央アフリカ チャド コモロ コンゴ
コンゴ民主共和国 ジブチ エジプト エリトリア エチオピア
赤道ギニア ガボン ガンビア ガーナ ギニア ギニアビサウ
コートジボワール ケニア レソト リベリア リビア マダガスカル
マラウイ マリ モーリタニア モーリシャス モロッコ モザンビーク
ナミビア ニジェール ナイジェリア ルワンダ サントメプリンシペ
セネガル セーシェル シエラレオネ ソマリア 南アフリカ スーダン
スワジランド タンザニア トーゴ チュニジア ウガンダ ザンビア
ジンバブエ

アジア (45カ国)

アフガニスタン バーレーン バングラデシュ ブータン ブルネイ
カンボジア 中国 東ティモール 中国・香港 インド インドネシア
イラン イラク 日本 ヨルダン カザフスタン キルギス 韓国
朝鮮民主主義人民共和国 クウェート ラオス レバノン マカオ
マレーシア モルディブ モンゴル ミャンマー ネパール オマーン
パキスタン パレスチナ フィリピン カタール サウジアラビア
シンガポール スリランカ シリア チャイニーズ・タイペイ
タジキスタン タイ トルクメニスタン アラブ首長国連邦
ウズベキスタン ベトナム イエメン

ヨーロッパ (50カ国)

アルバニア アンドラ アルメニア オーストリア アゼルバイジャン
ベラルーシ ベルギー ボスニア・ヘルツェゴビナ ブルガリア
クロアチア キプロス チェコ デンマーク エストニア
マケドニア (旧ユーゴスラビア) フィンランド フランス グルジア
ドイツ ジブラルタル イギリス ギリシャ ハンガリー アイスランド

アイルランド イスラエル イタリア ラトビア リヒテンシュタイン
リトアニア ルクセンブルク マルタ モルドバ モナコ モンテネグロ
オランダ ノルウェー ポーランド ポルトガル ルーマニア ロシア
サンマリノ セルビア スロバキア スロベニア スペイン スウェーデン
スイス トルコ ウクライナ

北・中央アメリカ・カリブ海（32カ国）

アンギラ アンティグア・バーブーダ アルバ バハマ パルバドス
ベリーズ バミューダ 英領バージン諸島 カナダ ケイマン諸島
コスタリカ キューバ ドミニカ ドミニカ共和国 グレナダ グアテマラ
ハイチ ホンジュラス ジャマイカ メキシコ モントセラト
蘭領アンティル ニカラグア プエルトリコ エルサルバドル
セントクリストファー・ネビス セントルシア セントビンセント
トリニダード・トバゴ タークス・カイコス諸島 アメリカ
米領バージン諸島

オセアニア（20カ国）

米領サモア オーストラリア クック諸島 フィジー
仏領ポリネシア（タヒチ） グアム キリバス マーシャル諸島
マイクロネシア連邦 ナウル ニューージーランド ノーフォーク島
北マリアナ諸島 パラオ パプアニューギニア サモア ソロモン諸島
トンガ ツバル パヌアツ

南アメリカ（13カ国）

アルゼンチン ボリビア ブラジル チリ コロンビア エクアドル
ガイアナ パナマ パラグアイ ペルー スリナム ウルグアイ
ベネズエラ

13. すべての形態の情報、公報、サーキュラー、競技会に関する文書等において、また、公式の場面において使用される参加加盟団体の名称は、大会を組織する陸連の言語で、加盟団体リストを翻訳したものに对应していなければならない。

また参加加盟団体の名称に使ういかなる略称も、カウンスルで承認された公式の略称と一致しなければならない。

会員資格の撤回

14. いかなる加盟団体も事務総長宛に会員資格を撤回する意思を表した書面を、遅くとも6カ月前に提出し、かつすべての未払い費用、またはその他

の IAAF に支払うべき金員の精算をすれば、各暦年の終わりに、その会員資格を撤回できる。

15. IAAF からの会員資格の撤回は、同時に当該加盟団体の地域陸連からの会員資格の撤回も意味する。

第 5 条 総 会

1. 総会は、加盟団体の全体会議で、IAAF の最高の決定機関である。
2. 総会は、2 年ごとの世界選手権大会時に召集される。

総会の期日および場所は、前回の総会時に確認される。

総会の権限

3. 総会のみが IAAF の憲章を改正する権限を有する。
この権限は、第12条に基づいて行使されなければならない。
4. 総会は規則を改正し、前回の総会以来、カウンスルが規則に対して行った暫定的な改正を永続的なものにするかどうかを決定する権限を有する。
この権限は、第13条に基づいて行使されなければならない。
5. 総会は、加盟団体に対し、資格停止、またはその他の処罰を科す権限を有し、また、資格停止処分を受けている加盟団体を復活させる権限を有する。
この権限は、第14条に基づいて行使されなければならない。
6. 総会のみが、IAAF が直接主催する新しい競技会、即ち、世界選手権大会やワールドカップを導入する決定権を有する。

総会の議題

7. 総会の 2 カ月前までに、事務総長は総会の議題を発送しなければならない。
1 つまたは複数の選挙が行われる年においては、その選挙における候補者の名簿もその議題に添付しなければならない。
8. 総会の議題に記載されていない事項は、なにごととも審議されない。
9. しかしカウンスルは、緊急事項であれば、新しい案件を総会の議題に加える権限を有する。

総会への参加

10. 加盟団体は、下記の条件で総会の会議に参加し、総会で投票することができる。
 - (a) 前回の総会后、ワールドアスレチックシリーズ大会および/または規則第 1 条 1 項 (f) の地域大会の少なくとも 1 つに参加していること。
 - (b) 資格停止を受けていないこと。

資格停止は受けていないが、上記の第5条10項(a)に違反している加盟団体は総会の会議に参加することはできるが、カウンスルが当該違反に対し正当なる理由があると決定しない限り、投票権の資格がない。

11. 加盟団体は、その代表者によってのみ代表される。代表者は、その代表する加盟団体に所属していなければならない。代表者は、1つの加盟団体のみを代表することができる。
12. 加盟団体は、代表者氏名を総会の開会前に、事務総長に書面で証明しなければならない。加盟団体は3名以内の代表者を総会に出席させることができ、そのうちの1名のみがその加盟団体の議決権を行使することができる。
13. カウンスルメンバーは総会に出席しなければならないが、所属する加盟団体を代表することはできない。カウンスルメンバーは発言はできるが、投票権はない。
14. 終身名誉会長、終身名誉副会長、終身名誉個人メンバーは、総会に出席し、発言はできるが、投票権はない。
15. すべての委員会およびコミッションの委員長は、総会に出席しなければならないが、どの委員長も所属する加盟団体を代表できない。委員会およびコミッションの委員長は発言はできるが、投票権はない。委員会およびコミッションの委員はオブザーバーとして総会に出席できる。
16. 第4条12項に定めた6つの地域のそれぞれに構成された地域陸連は、オブザーバーとして総会に出席できる代表者を3名まで指名できる。

定足数

17. 定足数に達していなければ、どんな議題も総会で審議されない。加盟団体の3分の1の代表者が出席していれば、定足数に達しているものとする。
18. もし定足数に達していなければ、会長は定足数に達するまで休会にするか、または合理的な時間内に定足数に達する可能性が現実になれば、つぎの総会の期日、あるいはこの憲章に規定された特別総会の期日までその総会を延期しなければならない。

総会の手続き

19. 総会は、総会手続き規則に準拠して行われる。
20. 出席している加盟団体数を確認した直後に、1回目の投票総数が公表され、その総会に出席している代表者の中からカウンスルが指名した投票検査委員の選任につき総会の承認を受けなければならない。

21. その後、第4条4項に基づきカウンシルが仮に承認した会員資格の承認が票決に付され、2回目の投票総数が公表されなければならない。

選 挙

22. 選挙は、偶数回の総会で行われる。

23. 総会の開催日の遅くとも3カ月前に、事務総長にすべての候補者名を提出しておかなければならない。すべての場合において、その候補者が所属している加盟団体のみが当該候補者の指名を行うことができる。

24. 可能な限り、カウンシルや委員会のメンバーの選挙の投票に電子投票・集計装置を用いる。

選挙はつぎの順序で行う。

(a) 会長

(b) 4名の副会長

有効投票とし記録されるには、各加盟団体は、4名の候補者に投票しなければならず、4人より多くても少なくとも無効である。もし同じ地域陸連から、3人または4人当選者が出た場合、上位2人だけが選出され、次の投票では、他の地域陸連からの候補者のみが選挙の対象となる。

(c) 会計

(d) 個人カウンシルメンバー

総会では、最初に女性のカウンシルメンバー6名を選出する。有効投票と認められるには、いずれの加盟団体も6名の候補者に投票しなくてはならず、6名より多くても少なくとも投票は無効となる。女性メンバーに続いて、残る個人カウンシルメンバーの選出に移る。残るメンバーについては男女の別を問わない。有効投票として認められるには、いずれの加盟団体も11名の候補者に投票しなくてはならず、11名より多くても少なくとも投票は無効となる。

(e) 委員会

技術委員会、女性委員会、競歩委員会、クロスカントリー委員会、マスターズ委員会、総会で必要または望ましいと判断されたその他の委員会をいう。

総会は最初に委員会の委員長を選出する。委員長の選出に続いて総会はすべての委員会の女性委員を選出するが、女性委員会のみ男性委員とする。各委員会の委員長と性別を特定した委員選出につづいて、残る個人の委員を選出する。

技術委員会については少なくとも3名の女性委員を、また、その他のすべての委員会（女性委員会を除く）については少なくとも2名の女性委員を置かなければならない。女性委員会は少なくとも2名の男性委員を置かなければならない。委員選出投票に先立つ委員長選挙において、女性が選出された場合は、投票で選出される女性の個人委員の最少人数は技術委員会については2名、その他のすべての委員会（女性委員会を除く）については1名に減じる。女性委員会の委員長選挙において、男性が選出された場合は、投票で選出される男性の個人の最少人数は1名に減じる。

25. 第5条24項に基づいて行われる選挙では、第1回目の投票では絶対多数が、また第2回目の投票では、単純多数が必要である。
26. 選挙のときに、定員数より候補者数が少なければ、会長は総会ですべての加盟団体にさらに候補者の指名を行うように要請できる。
27. どの役職に対して落選した候補者でも、引き続き実施されるその他の役職に対する選挙において、そこに立候補していれば、選挙の対象となる。
28. 世界選手権大会と同時に開催される総会で選出されたカウンスルと委員会は、その世界選手権大会の終了直後に就任する。

IAAF 栄章の授与

29. カウンスルの推挙に基づき、総会は、IAAF に対してなされた貴重な功績を称え、元カウンスルメンバーを投票権をもたない終身名誉会長、終身名誉副会長、終身名誉個人メンバーを選出する権限を有する。
30. さらに、カウンスルの推挙により、総会は次の各号に掲げる栄章を授与することができる。

- (a) IAAF ベテラン・ピン

IAAF 傘下において世界の陸上競技活動に永年貢献した者に授与される。

通常、1回の総会で18人に授与される。

- (b) 功労楯

地域陸連傘下において世界の陸上競技活動に永年貢献し、地域陸連から推挙された者に授与される。

- (c) 栄光の殿堂入り

IAAF の活動において、傑出した功績を残した競技者、並びに陸上競技関係者に対するものである。

上記の栄章のすべての受章者に対しては、終身名誉会長、終身名誉副会長および終身名誉個人メンバーと同様に、ふさわしい IAAF の表彰状が授与される。

特別総会

31. カウンシルにより特別総会を開催できるが、加盟団体の 3 分の 1 以上が事務総長に対して、理由を付して書面で特別総会の開催を請求した場合は、カウンシルは上記の請求を受取ってから3カ月以内に開催される特別総会を召集しなければならない。
32. 特別総会が開催される場合は、総会手続き規則の準用可能な条項が、特別総会に適用される。

第6条 カウンシル

1. カウンシルは、IAAF の活動を管理、監督する責任を有し、2年ごとに総会に報告を行うものとする。

カウンシルの構成

2. カウンシルは、つぎの各号に掲げる27名の選出されたメンバーで構成される。
 - (a) 会長 1 名
 - (b) 副会長 4 名
 - (c) 会計 1 名
 - (d) 以下の 6 つの地域陸連から選出された代表、各 1 名：

アフリカ	北・中央アメリカ・カリブ海
アジア	オセアニア
ヨーロッパ	南アメリカ
 - (e) 個人カウンシルメンバーとして選出された15名
3. カウンシルメンバーは 1 つの加盟団体から 1 名しか出せない。
4. カウンシルメンバーのうち、少なくとも 6 名は女性とする。
5. 事務総長は、職務上、カウンシルのメンバーとなる。
6. 第 5 条24項に定める手順に従って、カウンシルメンバーを 4 年間の任期に対して選出する。もし最初の 2 年間の任期中に、会長、副会長、会計または個人のカウンシルメンバーに欠員が生じた場合、前任者の残任期間を補充するメンバーをつぎの総会で選出する。

カウンシルの活動手順

7. カウンシルは少なくとも1年に1回は会議を行う。会議の前に、事務総長は、その会議で討議される議題をカウンシルメンバー全員に配布する。
8. 会長、または会長不在の場合は第一副会長が、カウンシルのすべての会議の議長を務める。
9. カウンシルは、新しい任期の最初の会議で、副会長の中から1名を、会長不在の場合にカウンシルの議長をつとめる第一副会長に指名する。副会長は名誉職であり、上記の会長と第一副会長を除くその他のカウンシルメンバーと等しい権利を有する。
10. 会長とカウンシルの各メンバーは、投票に付すべきすべての決定に対して、1票ずつ投票権を有する。そしてカウンシルのすべての決定は、投票数の単純多数によるが、投票において可否同数になった場合、会長は第2回目の投票に付すか、あるいは決定権を行使する。事務総長はこの投票に参加できない。

カウンシルの権限と義務

11. カウンシルの権限は、つぎの各号に掲げるとおりとする。
 - (a) 第4条4項に基づき、国内統轄団体の仮加盟を承認すること。
 - (b) 第14条7項に基づき、加盟団体に対して、資格停止、もしくはその他の制裁を科すこと。
 - (c) 総会と総会の間に、カウンシルの判断に基づいて暫定的な規則改正を行い、かかる改正の発効日を決めること。IAAF 事務局は、かかる改正の内容と発効日を加盟団体に通知し、IAAF のホームページに掲載する。かかる暫定的改正は、次回の総会で報告する。暫定的改正がテクニカルルール以外の規則に対するものであれば、総会の場で、第13条に基づき、改正を確定するかどうかを決定する。
 - (d) すべての規則に関する緊急事項の決定をすること。IAAF 事務局は、上記の決定を加盟団体に通知し、次回の総会で報告しなければならない。
 - (e) 規則の解釈に関する決定を行うこと。IAAF 事務局は、上記決定を加盟団体に通知し、次回の総会で報告しなければならない。
 - (f) 会計が提出した年間予算を承認すること。
 - (g) 第6条18項に基づき、IAAF の会計監査人を任命すること。
 - (h) 緊急に決定する必要がある重要事案を審議するための特別総会を召集すること。

- (i) 規定あるいは手続きガイドライン、倫理規程を承認、却下、または修正すること。
- (j) IAAF を適正に機能させるために必要と思われる、臨時または常設のコミッションまたはサブコミッションを設置すること。
コミッションは職務上のメンバーからのみで構成される場合を除き、各コミッションとも少なくとも2名の女性メンバーを置かなければならない。
- (k) IAAF に対する貴重な功績を称え、投票権をもたない終身名誉会長、終身名誉副会長、終身名誉個人メンバーを選ぶように総会に推挙すること。

12. カウンシルの義務は、つぎの各号に掲げるとおりとする。

- (a) 第3条に定めた目的に従って、IAAF の活動を監督し、管理すること。
- (b) 各総会に、先立つ2年間の活動報告と合わせて、その期間の会計監査済の会計報告書、および次の2年間の予算案を提出すること。
- (c) 総会で討議される加盟団体、委員会、またはコミッションから提案された提案を審査し、カウンシルが適切と考えれば、それらについての報告書を提出したり、また、カウンシルが望ましいとみなす、その他の提案を総会に提出すること。
- (d) 総会で承認されたすべての決定を確実に遂行すること。
- (e) 総会またはカウンシルのいずれかにより科せられた、すべての資格停止またはその他の制裁を加盟団体に通知すること。
- (f) 世界記録、オリンピック記録およびその他のどんな記録も、総会が承認できるように承認すること。
- (g) IAAF が主催するすべての催事および競技会の運営における適切な基準を確実に維持すること。
- (h) オリンピック大会の陸上競技のプログラムの技術的な組織運営を管理、監督すること。
- (i) 陸上競技大会の日程を調整し、世界的な公式の競技カレンダーを作成すること。
- (j) IAAF が直接主催するすべての主要な国際競技会およびオリンピック大会の技術代表他の必要な代表の任命を行うこと。
- (k) 地域、地方またはグループ大会および地域、地方選手権大会または地域対抗大会において公式の IAAF 代表を任命すること。この IAAF 代

表は、できればカウンスルメンバーの中から任命するものとし、実際にできる限り、IAAF の規則と規定が守られていることを確認しなければならない。

- (l) カウンスル、委員会およびコミッションのすべての会議に出席する事務総長を任命すること。事務総長は、職務上、カウンスルのメンバーとなり、発言はできるが投票権はない。事務総長は、会長と会計の承認を得て、IAAF のスタッフの雇用に責任を負う。
- (m) IAAF の業務を遂行する目的で、必要があれば、名誉補佐役を任命すること。
- (n) 運営管理、マーケティング、アンチドーピング教育、スポーツ用薬品、コーチ、競技役員 の訓練等に援助を必要とする加盟団体のために、普及発展プログラムを推進すること。
- (o) 普及発展プログラムの管理に対して、特別の責任を負う、またはカウンスルの全面的なコントロールを受けながら、その他の特別の義務を果たす1名または複数の副会長またはカウンスルメンバーを任命すること。
- (p) IAAF が主催するように規則で規定されている国際競技大会の開催期日と場所を決定すること。

IAAF の財務

13. カウンスルは、IAAF の財務に対して責任を負い、カウンスルのみが、4年間の任期中に IAAF が得た収入を管理する権限を有する。
14. カウンスルは次の各号に掲げる事項を含め、十分な準備金を確実に保持し、IAAF の多くの活動やプログラムを確実に継続させるように慎重に財務の処理を行わなければならない。
 - (a) IAAF の競技会の組織
 - (b) IAAF の競技会への競技者やチームの参加
 - (c) IAAF 事務局の管理・運営
 - (d) IAAF のアンチドーピングプログラム
 - (e) 陸上競技の世界的振興
 - (f) 普及発展プログラムを通して、地域陸連および加盟団体への支援ならびに援助
15. カウンスルは、IAAF の活動に対する監督指揮を行うにあたり、適切であるならば、緊急の財政的事項についての職務権限を会長と会計に委任で

きる。その場合、上記の委任された権限でとられた措置は、できるだけ早い機会にカウンシルは報告を受けなければならない。

16. カウンシルは財務コミッションを任命するが、財務コミッションは、会計およびその有する専門的知識と経験から IAAF の財政的な業務の監督に対し、特に貢献できるとカウンシルが考えるメンバーで構成されるものとする。
17. 会計は財務コミッションで事前に承認を受けた年度予算（4年間の財務予測に添付したもの）を、その暦年の最初のカウンシルの会議に提出し、当該カウンシルで採択されるものとする。年度予算の準備をするに当たり、IAAF のいろいろな委員会やコミッションがそれぞれの管理、運営義務を果たせるように、十分な引当金を割り当てておく。
18. カウンシルがいつでも期間満了までに契約を終了させることができることを条件として、4年間の固定期間に対して選任された、国際的評価を得ている外部の会計事務所が、IAAF の完全な財務勘定と記録一式の監査を行わなければならない。会計監査人は、IAAF 財務の真実かつ公正な監査という形で、毎年、カウンシルに対し、報告を行う必要がある。

自国の陸連におけるカウンシルメンバーの地位

19. カウンシルメンバーは、当然の権利として、所属する自国陸連の投票権を有する理事会および/または執行機関のメンバーでなければならない。また、自国陸連の総会でも投票権が与えられなければならない。

第7条 会 長

1. IAAF で選出される最上位の役員は会長である。
2. 会長はつぎに掲げる各号の役割および任務を有する。
 - (a) 総会、カウンシルおよび諮問委員会のすべての会議で議長を務める。
 - (b) IOC とオリンピック夏季大会競技団体連合 (ASOIF) およびその他の関連する国際的組織とのすべての関係において、IAAF を代表する。
 - (c) 諮問委員会および/またはその他の関係者と相談・協議して、IAAF を代表してすべての主要な契約の交渉を行い、または契約の交渉を監督する。
 - (d) 事務総長の業績を評価し、これについてカウンシルに年次報告を行う。
 - (e) 職務上、すべての委員会とコミッションのメンバーとなる。
 - (f) 職務上、すべての地域陸連の執行委員会のメンバーとなる。

- (g) 緊急な事態に対処するため、必要で望ましいと考える特別委員会あるいは作業部会を設置する。
 - (h) IAAF で選出された最上位の役員として、IAAF 事務局の運営に対して監督責任を有し、必要ならば、IAAF の適正な管理のために必要な措置を講じる。また、本件に関し、カOUNシルに定期的に報告しなければならない。そのような監督は、事務総長と密接に協力して行わなければならない。
3. 会長は、諮問委員会と協議して、会長としての職務あるいは任務の遂行に必要なまたは望ましいと考える人を雇用することができる。
 4. 会長が適切と考えるならば、自分の任務を委任することができる。

第8条 幹 部 会

1. 幹部会は、会長、4人の副会長と会計で構成される。
2. 幹部会は、カOUNシルの各会議間で少なくとも1回、また発生した緊急事項で対処する必要があるれば、もっと頻繁に会議を開催する。事務総長は、幹部会のすべての会議に出席し、また、会長は必要な人の出席を求めることができる。
3. 幹部会の会議で必要な場合、それが緊急で、次回のカOUNシル会議まで待つことができなければ、幹部会がカOUNシルの代わりに決定することができる。
4. 幹部会でなされたすべての決定は、次回のカOUNシル会議に報告されなければならない。カOUNシルは、そのような決定を確認するか、またはそれに従って行動することができる。

第9条 地 域 陸 連

1. 地域陸連は、第4条12項にリストされている6つのグループのそれぞれに対して構成され、各加盟団体は、リストに記載されているその地域陸連に加盟しなければならない。地域陸連は、それぞれの地域において、その加盟団体の具体的なニーズを考慮しながら、陸上競技を振興することについて、IAAF で不可欠の役割を果たす。
2. 各地域陸連は、そのエリア内の国または地域において法人として組織化または登録されなくてはならず、またそれぞれが独自の憲章および運営規則を策定しなければならない。かかる運営規則は、いかなる場合も当該エ

リア内の運営に限定して適用するものとし、かつ IAAF の憲章、規則、または規定に一切抵触してはならない。IAAF の憲章と地域陸連の憲章が抵触する場合は、IAAF の憲章の条項が優先する。

3. 各地域陸連の憲章は、つぎの各号に掲げる事項を規定する。
 - (a) その地域陸連の業務を管理運営する主たる事務所を設ける。
 - (b) 少なくとも 2 年に 1 回、その地域陸連の加盟団体の会議を開催する。
 - (c) 4 年ごとに民主的にその地域陸連によって選出された会長と執行カウンスルを置く。
 - (d) 選出された 1 名の地域陸連代表が、IAAF カウンスルにおいて、その地域陸連を代表する。
4. すべての地域陸連は、
 - (a) 2 年ごとにその詳細な活動報告を書面で総会に提出する。そうすることにより、陸上競技に関するその地域に特定した問題を総会に提起する。
 - (b) その地域の陸上競技のニーズに合った競技組織を設け、管理する。
 - (c) IAAF 規則第 2 条に従い、その地域で開催される国際招待競技大会を承認する。
 - (d) その地域内で地域レベルで開催されるすべての国際競技会の年間カレンダーの発行と管理に責任を持つ。そのカレンダーにはその加盟団体の各国の選手権大会を含めなければならない。
 - (e) その地域における陸上競技の普及を確実に継続させる目的を有する普及プログラムを確立し、自らの資源を使って管理し、そのプログラムを IAAF の普及活動と調整する。
 - (f) 総会には代表として 3 名のオブザーバーが出席できる権利を有する。
 - (g) 総会に提案を行う権利を有する。
5. カウンスルの地域代表としての地位が、辞任またはその他の理由で欠員となった場合、事務総長はその地域陸連に対し、次期総会までの間その職務を担当する代表者を 3 カ月以内に選出するように要請しなければならない。
6. 本憲章も、地域陸連の憲章または活動のいずれも、IAAF または地域陸連が互いの代理人として行動することを認めるものではなく、また両者の間に提携関係、合弁関係、またはこれに類する関係を成立させるものではない。また本憲章は、一方の当事者に他方当事者の代理または代表として

行動する権限を与えるものではない。

||

第10条 委 員 会

1. すべての委員会は、総会で別段の決定がなければ、4年の任期で選出される。
2. 会長は職務上、すべての委員会のメンバーとなる。
3. 少なくとも下記の委員会が構成されるものとする。
 - (a) 技術委員会－競技規則に関するすべての問題を取り扱う技術委員会は、委員長と15人の委員をもって構成される。
技術委員会の少なくとも3人のメンバーは女性とする。
 - (b) 女性委員会－女性の陸上競技に関するすべての問題を取り扱う女性委員会は、委員長と10人の委員をもって構成される。
女性委員会の少なくとも2人のメンバーは男性とする。
 - (c) 競歩委員会－競歩に関するすべての問題を取り扱う競歩委員会は、委員長と10人の委員をもって構成される。
競歩委員会の少なくとも2人のメンバーは女性とする。
 - (d) クロスカントリー委員会－クロスカントリーおよび山岳競走に関するすべての問題を取り扱うクロスカントリー委員会は、委員長と10人の委員をもって構成される。
クロスカントリー委員会の少なくとも2人のメンバーは女性とする。
 - (e) マスターズ委員会－マスターズ競技者に関するすべての問題を取り扱うマスターズ委員会は、委員長と10人の委員をもって構成される。
マスターズ委員会の少なくとも2人のメンバーは女性とする。
4. すべての委員会は、事務総長の召集によって開催され、その提案事項はそれぞれの委員長を通じてカウンスルに報告される。
5. 個々の委員会メンバーは（職務上のメンバーを除く）、異なる国または地域の出身者で構成されなくてはならない。ある地域陸連がいずれかの委員会にメンバーを出していない場合、かかる地域陸連の会長は、当該委員会のメンバーとして1名を指名し、次期選挙まで委員を務めさせなければならない（ただし地域陸連の憲章に別途規定されている場合はこの限りではない）。

IAAF 委員会の任期途中での欠員

6. ある委員会に辞任またはその他の理由で欠員が生じたら、つぎのような

措置をとるものとする。

- (a) 地域陸連の代表が欠員となった場合は、事務総長はその地域陸連に対し3カ月以内に代表を指名するように要請し、その代表の任期はつぎの総会までとする。
- (b) 選出された個人メンバーが欠員となった場合は、前回の選挙での次点の候補者がつぎの総会までを任期として、カウンスルにより任命される。

第11条 公 式 言 語

1. IAAFの公式言語は、英語とフランス語とする。
2. 憲章、規則、規定、議事録、報告書およびその他の通信は、英語とフランス語、またカウンスルが決定するその他の言語で作成する。
3. 訳文において解釈上の違いが生じた場合、英語版を適用する。
4. IAAF宛のすべての文書または手紙は、英語またはフランス語でなければならない。
5. 総会の会議においては、加盟団体の各代表は自国語で話してよい。同時通訳を英語とフランス語のほかに、アラビア語、ドイツ語、ロシア語およびスペイン語で行わなければならない。その他の言語の追加を要請した加盟団体またはそれに代わるものから費用の負担がなされるときは、要請された言語の同時通訳をすることができる。

第12条 憲 章 の 改 正

1. 憲章の改正は、どの総会でも行うことができる。憲章の改正ができるのは総会のみである。
2. カウンスルからの提案を除き、憲章を改正する提案は、加盟団体または地域陸連のカウンスルまたは地域陸連の総会により、その提案が審議される総会の遅くとも6カ月前までに、事務総長に提出しなければならない。
すべての提案は、その提案に関連したカウンスルの提案と合わせて、事務総長から全加盟団体にその総会の遅くとも3カ月前までに送付されなければならない。
3. 憲章の改正提案は、いつでも取り下げることができるが、その総会中に当該提案を行った加盟団体の代表団の代表者が行う場合の他は、加盟団体による取下げは、書面で行わなければならない。

4. 承認されるためには、憲章を改正するどんな提案も、特別多数を得なければならぬ。
5. 総会で可決された憲章の条項の文言で必要と思われるその後の修正は、修正することにより、総会での決定に本質的な変更が生じなければ、会長（あるいはその目的のために、会長によって指名された人）もしくは事務総長によってのみ行うことができる。
6. 第12条5項の修正はできるだけ早い機会にカウンシルに対して通知し、もし必要なら、総会に対して通知しておかなければならぬ。
7. 総会で採択された憲章の改正は、総会で別段の定めがなければ、当該憲章の英語版の出版により発効する。

憲章の英語版は、11月1日までに、またフランス語版は同年の12月1日までに出版されなければならない。

第13条 規則の改正

1. 規則の改正はどの総会でも行うことができる。
2. 競技規則を含め、規則改正の提案は、カウンシルまたは常設委員会からの提案を除き、その提案が審議される総会の遅くとも6カ月前までに、事務総長に提出しなければならない。規則改正の提案を提出することができるのは、加盟団体、カウンシル、カウンシルメンバー、常設委員会、カウンシルが設立した委員会、または地域陸連のカウンシルないしその総会に限定するものとする。

すべての提案は、カウンシルの提案、また適切ならば、その提案に関連した常設の委員会の提案と合わせて、事務総長から全加盟団体にその総会の遅くとも3カ月前までに送付されなければならない。
3. 規則改正の提案は、いつでも取り下げることができる。加盟団体が提案を取り下げる場合は、書面にてこれを行わなくてはならない。ただし加盟団体の代表団の長が当該総会中に提案を取り下げる場合はこの限りではない。
4. 競技規則の改正が提案された場合、事務総長はかかる改正提案を必ず技術委員会および／または、事情に応じてその他の委員会またはカウンシルが設立した委員会に送付し、その検討に委ねるものとする。カウンシルは、その意見を聞いたうえで、それぞれの提案に対して決定を下す。
5. 競技規則以外の規則改正が提案された場合、カウンシルはかかる提案に

対して、必ず意見を提示するものとする。

6. またカウンシルは、競技規則改正が提案された場合、かかる提案を特定し、暫定的に決定を下すものとする。かかる提案は重要性が高いため、または賛否が分かれたり微妙な問題をはらんでいたため、総会の場合最終決定を行う。
7. 事務総長は、競技規則改正の提案ならびに競技規則以外の規則改正の提案に対してカウンシルが下した決定を、カウンシルの意見と共に、総会の3カ月前までに必ず加盟団体に送付するものとする。
8. (a) 第6条11項(c)の下でカウンシルが行った競技規則の暫定的改正について、その内容を総会に報告するものとする。
(b) 第13条4項の下で、競技規則改正提案に対してカウンシルが下した決定について、その内容を総会に報告するものとする。
(c) 第13条5項の下で、競技規則以外の規則改正の提案に対してカウンシルが提示した意見について、その内容を総会に報告するものとする。また総会はかかる提案に対して決定を下す。
(d) 第13条6項の下で、カウンシルから総会に提出された競技規則改正提案に対し、カウンシルが提示した意見について、その内容を総会に報告するものとする。また総会はかかる提案に対して決定を下す。
(e) 第6条11項(c)の下でカウンシルが競技規則以外の規則に対して暫定的改正を加えた場合、総会はかかる改正を確定するかどうかの判断を下す。
(f) 第6条11項(d)の下で、規則関連の緊急事項に対してカウンシルが下した決定について、その内容を総会に報告するものとする。
9. 競技規則以外の規則改正の提案は（前回の総会以降、第6条11項(c)の下でカウンシルが競技規則以外の規則を暫定的に改正した場合は、かかる改正を確定する提案も含む）、つぎの提案は、総会で絶対的多数の賛成票が得られた場合に限り、承認されたものとみなす。
 - (a) 前回の総会以降、第6条11項の下で、カウンシルが下した暫定的規則を正式なものとする提案
 - (b) 競技規則以外の規則の改正提案
 - (c) 第13条6項の下で、総会に提案された競技規則の改正提案
10. 規則改正が総会で採択された場合（総会により確定され、すでに発効しているカウンシルの暫定的改正を除く）、かかる改正の発効日を定めなけ

ればならない。発効日が決められなかった場合は、第13条13項の下で IAAF 競技会規則ハンドブックの英語版が発行された日をもって改正規則の発効日とする。

11. 総会で可決された後に規則の文言を改正する必要がある場合は、会長（またはこの目的のために会長の指名を受けた者）または事務総長のみがかかる改正を行うことができる。ただしかかる改正により、総会の決定事項に重大な変更が生じることがあってはならない。
12. 第13条11項に定める改正については、できるだけ早い機会にカウンシルに通知しなければならない。また必要な場合は、総会に対しても通知しなければならない。
13. 規則改正が総会で行われた場合、または総会に報告された場合、かかる改正規則を盛り込んだ IAAF 競技会規則ハンドブックの英語版を11月1日までに、フランス語版を同年の12月1日までに発行するものとする。

第14条 資格停止およびその他の制裁

1. 総会は本条項に基づき下記の権限を有する。
 - (a) 加盟団体を一定期間もしくは特別の状態が変化もしくは存在しなくなるまでの期間、資格停止にすること。
 - (b) 上記 (a) に該当して資格停止を受けた加盟団体の資格を、一定期間の終了前にまたはその特別の状態が変化もしくは存在しなくなる前に復活させること。
 - (c) 加盟団体に対し注意もしくは譴責処分をすること。
 - (d) 加盟団体に罰金を科すこと。
 - (e) 加盟団体に助成金または補助金を与えないこと。
 - (f) 加盟団体の競技者を、本規則に規定してある各国際競技大会から排除すること。
 - (g) 加盟団体の役員またはその他の代表者の資格認定を剥奪し、または拒絶すること。
 - (h) 適切と判断されるその他の制裁を科すこと。
2. 総会は、以下に該当する場合に限り、第14条1項 (a) に基づいて、資格停止の権限を行使することができ、また第14条1項 (b) に基づいて、加盟団体の資格を復活させることができる。

- (a) 資格停止あるいは復活の提案を、総会の6カ月前までに事務総長が受理していること（当該加盟団体が既にカウンシルにより資格停止にされている場合、または上記6カ月の間にカウンシルにより資格停止にされている場合を除く）。

かつ、

- (b) 以下のいずれかに該当すること。

- (i) 上記提案がその総会の遅くとも4カ月前までに、事務総長より全加盟団体に対し送付されている。または、
- (ii) 全加盟団体に対し、その総会の遅くとも4カ月前までに、カウンシルが加盟団体を資格停止にしたことおよびその加盟団体が総会により資格停止にされるべきとのカウンシルの提案が通知されている。または、
- (iii) 全加盟団体に対し、その総会の遅くとも4カ月前までに、加盟団体の資格が復活されるべきとのカウンシルの提案が通知されている。または、
- (iv) 全加盟団体に対し、総会開始前に書面で、カウンシルがある加盟団体を総会前の4カ月の間に資格停止にしたこと、および総会によりその加盟団体が資格停止にされるべきとのカウンシルの提案が通知されている。および、

- (c) その提案が特別多数を得ること。

3. 総会は第14条1項(a)に基づく資格停止の権限を以下の場合に限って行使することができる。

- (a) その加盟団体がその年の12月31日までに当該年会費を支払わなかった場合；あるいは、
- (b) その加盟団体が IAAF の憲章または規則の該当事項に違反していると総会が判断する場合；
- (c) その加盟団体、またはその加盟団体が代表している国または地域の政府の行為が、IAAF の目的に違反しており、または違反したままである場合；
- (d) その加盟団体が会員資格の適格性に対する要件を満たしていないと、総会が判断する場合；

4. 総会が第14条1項(a)に基づいて、資格停止の権限を行使する際は、総会の会議の遅くとも1カ月前までに、当該加盟団体は資格停止の根拠を書

面で通知されなければならず、当該加盟団体は聴聞を受ける正当な機会が与えられる。

5. 第14条1項(a)に基づいて、総会で資格停止にされた加盟団体は、次回の総会の遅くとも6カ月前までに事務総長に書面で通知されていることを条件として、その加盟団体の資格復活の提案を次回の総会時に検討されるべきであるとの要求をすることが許される。
6. 第14条1項(a)に基づいて、総会で資格停止にされた加盟団体は、以下の場合において、自動的に資格停止が終了する。
 - (a) 一定期間を経過した場合もしくは
 - (b) カウンシルが資格停止の前提とされた特別の状態が変化もしくは存在しなくなったと判断した場合
7. カウンシルは、本条項に基づき下記の権限を有する。
 - (a) 加盟団体を次回の総会までの間またはそれより短い期間、資格停止にすること。
 - (b) 第14条7項(a)に基づきカウンシルにより資格停止処分を受けた加盟団体の資格を復活させること。
 - (c) 加盟団体に対し注意もしくは譴責処分をすること。
 - (d) 加盟団体に罰金を科すこと。
 - (e) 加盟団体に助成金または補助金を与えないこと。
 - (f) 加盟団体の競技者を、本規則に規定してある各国際競技大会から排除すること。
 - (g) 加盟団体の役員またはその他の代表者の資格認定を剥奪し、または拒絶すること。
 - (h) 適切と判断されるその他の制裁を科すこと。
8. カウンシルは第14条7項(a)に基づく資格停止の権限を、以下の場合に限って行使できる。
 - (a) 加盟団体がその年の12月31日までに当該年会費を支払わなかった場合；あるいは、
 - (b) 加盟団体が IAAF の憲章または規則の該当事項に違反しているとカウンシルが判断する場合；
 - (c) 加盟団体、またはその加盟団体が代表している国または地域の政府の行為が、IAAF の目的に違反しており、または違反したままである場合；

- (d) その加盟団体が会員資格の適格性に対する要件を満たしていないと、
カOUNシルが判断する場合；
9. カOUNシルが第14条1項(a)に基づいて、その資格停止の権限を行使する前に、その加盟団体は資格停止の根拠を書面で通知されなければならない、当該加盟団体は聴聞を受ける正当な機会が与えられる。
10. 第14条9項による聴聞は、上記の通知がその加盟団体に到達した日から60日以内に、会長から指名された3人の陪審員会で行われる。陪審員会は、次回のカOUNシル会議に書面で報告し、カOUNシルは陪審員会の報告書の調査結果を基にして、その加盟団体を資格停止にすべきか否かを決定する。カOUNシルの決定はその加盟団体に書面で伝えられる。
11. 第14条7項(a)に基づき、加盟団体を資格停止にするか否か、または第14条7項に基づくその他の制裁を科すか否かのカOUNシルの決定は、スポーツ仲裁裁判所(CAS)に対して、上訴の対象となる。
12. 加盟団体が第14条11項に基づいてカOUNシルにより資格停止にされるか、何か他の制裁を科せられたならば、その決定は、CASの裁定があるならばそれと合わせて次回の総会に報告され、総会は必要があれば更に措置を講じる。

第15条 紛 争

1. この憲章に基づいて発生するすべての紛争は、その条項に準拠して、ローザンヌのスポーツ仲裁裁判所(CAS)に対する上訴の対象となる。
2. CAS委員会が常にこの憲章の条項を適用することを義務付けられ、かつ申立人が上訴の対象たる決定を書面で通知された60日以内にCASに対して上訴を申立てることとされているならば、CASへの上訴は、現在施行されているCASの規則に従って行われるものとする。
3. CASの決定は最終決定であり、当事者に拘束力があるとともに、CASの決定には上訴できない。決定は即日有効となり、すべての加盟団体はそれが有効であることを保証するために、あらゆる必要な行動を取らなければならない。
4. CASへの上訴の準拠法はモナコ公国の法律とし、当事者が別の合意をしない限り、仲裁は英語で行われる。
5. この規則や規定に基づいて生じるすべての紛争は、それぞれの条項に従って、解決される。

第16条 準 拠 法

1. IAAF が準拠するのは、モナコ公国の法律である。

第17条 IAAF 事 務 局

1. 登記された IAAF 事務局は、モナコ公国内に設置され、所在地はカウンスルが決定する。登記された事務局をモナコ国外の場所に変更するには、総会の承認を得た場合に限る。
2. IAAF 事務局は総会、カウンスル、会長および諮問委員会の決定に従い、IAAF の日常運營業務を行う。
3. IAAF 事務局は事務総長が管理する。

第18条 解 散

1. IAAF は、解散審議のために開催される特別総会において、特別多数によつてのみ解散できる。
2. 解散する場合、総会は、発生したすべての負債を IAAF の代理として返済し、債務を履行する 1 名またはそれ以上の清算人を指名する。もし残りの資産があれば、陸上競技の振興と発展を続けるために、適切な団体に寄付しなければならない。
3. 清算の終了時、清算人は、総会に最終報告書を提出し、清算が終了したことを宣言しなければならない。

加盟団体略称

(英語表記アルファベット順)

英語表記	国名	略号
Afghanistan	アフガニスタン	AFG
Albania	アルバニア	ALB
Algeria	アルジェリア	ALG
American Samoa	米領サモア	ASA
Andorra	アンドラ	AND
Angola	アンゴラ	ANG
Anguilla	アンギラ	AIA
Antigua & Barbuda	アンティグア・バーブーダ	ANT
Argentina	アルゼンチン	ARG
Armenia	アルメニア	ARM
Aruba	アルバ	ARU
Australia	オーストラリア	AUS
Austria	オーストリア	AUT
Azerbaijan	アゼルバイジャン	AZE
Bahamas	バハマ	BAH
Bahrain	バーレーン	BRN
Bangladesh	バングラデシュ	BAN
Barbados	バルバドス	BAR
Belarus	ベラルーシ	BLR
Belgium	ベルギー	BEL
Belize	ベリーズ	BIZ
Benin	ベナン	BEN
Bermuda	バミューダ	BER
Bhutan	ブータン	BHU
Bolivia	ボリビア	BOL
Bosnia & Herzegovina	ボスニア・ヘルツェゴビナ	BIH
Botswana	ボツワナ	BOT
Brazil	ブラジル	BRA
British Virgin Islands	英領バージン諸島	IVB
Brunei	ブルネイ	BRU

Bulgaria	ブルガリア	BUL
Burkina Faso	ブルキナファソ	BUR
Burundi	ブルンジ	B D I
Cambodia	カンボジア	CAM
Cameroon	カメルーン	CMR
Canada	カナダ	CAN
Cape Verde Islands	カポベルデ	CPV
Cayman Islands	ケイマン諸島	CAY
Central African Republic	中央アフリカ	CAF
Chad	チャド	CHA
Chile	チリ	CHI
China (People's Republic of)	中国	CHN
Colombia	コロンビア	COL
Comoros	コモロ	COM
Congo	コンゴ	CGO
Congo (Dem. Rep. of)	コンゴ民主共和国	COD
Cook Islands	クック諸島	COK
Costa Rica	コスタリカ	CRC
Croatia	クロアチア	CRO
Cuba	キューバ	CUB
Cyprus	キプロス	CYP
Czech Republic	チェコ	CZE
Denmark	デンマーク	DEN
Djibouti	ジブチ	D J I
Dominica	ドミニカ	DMA
Dominican Republic	ドミニカ共和国	DOM
Ecuador	エクアドル	ECU
East Timor	東ティモール	T L S
Egypt	エジプト	EGY
Equatorial Guinea	赤道ギニア	GEQ
Eritrea	エリトリア	E R I
Estonia	エストニア	EST
Ethiopia	エチオピア	ETH

Fiji	フィジー	F I J
Finland	フィンランド	F I N
France	フランス	F R A
French Polynesia	仏領ポリネシア (タヒチ)	P Y F
Gabon	ガボン	G A B
The Gambia	ガンビア	G A M
Georgia	グルジア	G E O
Germany	ドイツ	G E R
Ghana	ガーナ	G H A
Gibraltar	ジブラルタル	G I B
Great Britain & Northern Ireland	イギリス	G B R
Greece	ギリシャ	G R E
Grenada	グレナダ	G R N
Guam	グアム	G U M
Guatemala	グアテマラ	G U A
Guinea	ギニア	G U I
Guinea-Bissau	ギニアビサウ	G B S
Guyana	ガイアナ	G U Y
Haiti	ハイチ	H A I
Honduras	ホンジュラス	H O N
Hong Kong-China	中国・香港	H K G
Hungary	ハンガリー	H U N
Iceland	アイスランド	I S L
India	インド	I N D
Indonesia	インドネシア	I N A
Iran	イラン	I R I
Iraq	イラク	I R Q
Ireland	アイルランド	I R L
Israel	イスラエル	I S R
Italy	イタリア	I T A
Ivory Coast	コートジボワール	C I V
Jamaica	ジャマイカ	J A M
Japan	日本	J P N

Jordan	ヨルダン	JOR
Kazakhstan	カザフスタン	KAZ
Kenya	ケニア	KEN
Kiribati	キリバス	KIR
Korea	韓国	KOR
Korea (Democratic Republic of)	朝鮮民主主義人民共和国	PRK
Kuwait	クウェート	KUW
Kyrgyzstan	キルギスタン	KGZ
Laos	ラオス	LAO
Latvia	ラトビア	LAT
Lebanon	レバノン	L I B
Lesotho	レソト	LES
Liberia	リベリア	LBR
Libya	リビア	LBA
Liechtenstein	リヒテンシュタイン	L I E
Lithuania	リトアニア	LTU
Luxembourg	ルクセンブルク	LUX
Macao	マカオ	MAC
Macedonia (Former Yugoslav Republic of)	マケドニア (旧ユーゴスラビア)	MKD
Madagascar	マダガスカル	MAD
Malawi	マラウイ	MAW
Malaysia	マレーシア	MAS
Maldives	モルディブ	MDV
Mali	マリ	M L I
Malta	マルタ	MLT
Marshall Islands	マーシャル諸島	MHL
Mauritania	モーリタニア	MTN
Mauritius	モーリシャス	MRI
Mexico	メキシコ	MEX
Micronesia	ミクロネシア連邦	FSM
Moldova	モルドバ	MDA
Monaco	モナコ	MON
Mongolia	モンゴル	MGL

Montenegro	モンテネグロ	MNE
Montserrat	モントセラト	MNT
Morocco	モロッコ	MAR
Mozambique	モザンビーク	MOZ
Myanmar	ミャンマー	MYA
Namibia	ナミビア	NAM
Nauru	ナウル	NRU
Nepal	ネパール	NEP
Netherlands	オランダ	NED
Netherlands Antilles	蘭領アンティル	AHO
New Zealand	ニュージーランド	NZL
Nicaragua	ニカラグア	NCA
Niger	ニジェール	NIG
Nigeria	ナイジェリア	NGR
Norfolk Island	ノーフォーク島	NFI
Northern Marianas Islands	北マリアナ諸島	NMI
Norway	ノルウェー	NOR
Oman	オマーン	OMA
Pakistan	パキスタン	PAK
Palau	パラオ	PLW
Palestine	パレスチナ	PLE
Panama	パナマ	PAN
Papua New Guinea	パプアニューギニア	PNG
Paraguay	パラグアイ	PAR
Peru	ペルー	PER
Philippines	フィリピン	PHI
Poland	ポーランド	POL
Portugal	ポルトガル	POR
Puerto Rico	プエルトリコ	PUR
Qatar	カタール	QAT
Romania	ルーマニア	ROU
Russia	ロシア	RUS
Rwanda	ルワンダ	RWA

Saint Kitts & Nevis	セントクリストファーネビス	SKN
Saint Lucia	セントルシア	LCA
Saint Vincent	セントビンセント	VIN
El Salvador	エルサルバドル	ESA
Samoa	サモア	SAM
San Marino	サンマリノ	SMR
Sao Tome e Principe (Dem. Rep. of)	サントメプリンシペ	STP
Saudi Arabia	サウジアラビア	KSA
Senegal	セネガル	SEN
Serbia	セルビア	SRB
Seychelles	セーシェル	SEY
Sierra Leone	シエラレオネ	SLE
Singapore	シンガポール	SIN
Slovak Republic	スロバキア	SVK
Slovenia	スロベニア	SLO
Solomon Islands	ソロモン諸島	SOL
Somalia	ソマリア	SOM
South Africa	南アフリカ	RSA
Spain	スペイン	ESP
Sri Lanka	スリランカ	SRI
Sudan	スーダン	SUD
Surinam	スリナム	SUR
Swaziland	スワジランド	SWZ
Sweden	スウェーデン	SWE
Switzerland	スイス	SUI
Syria	シリア	SYR
Chinese Taipei	チャイニーズ・タイペイ	TPE
Tajikistan	タジキスタン	TJK
Tanzania	タンザニア	TAN
Thailand	タイ	THA
Togo	トーゴ	TOG
Tonga	トンガ	TGA
Trinidad & Tobago	トリニダード・トバゴ	TRI

Tunisia	チュニジア	TUN
Turkey	トルコ	TUR
Turkmenistan	トルクメニスタン	TKM
Turks & Caicos Islands	タークス・カイコス諸島	TKS
Tuvalu	ツバル	TUV
Uganda	ウガンダ	UGA
Ukraine	ウクライナ	UKR
United Arab Emirates	アラブ首長国連邦	UAE
United States of America	アメリカ	USA
Uruguay	ウルグアイ	URU
Uzbekistan	ウズベキスタン	UZB
Vanuatu	バヌアツ	VAN
Venezuela	ベネズエラ	VEN
Vietnam	ベトナム	VIE
US Virgin Islands	米領バージン諸島	ISV
Yemen (Republic of)	イエメン	YEM
Zambia	ザンビア	ZAM
Zimbabwe	ジンバブエ	ZIM